

を記録する。それから寛延三年（一七五〇）の一三万〇六六三人に激減した記録をみて、明和・安定期（一七六四—七二、一七七一—七八二）には一時的に増加する。しかし、天明の飢饉の時期の天明六年（一七八六）で大きく一三万台を割りこみ、さらに寛政期（一七八九—一八〇二）を経て文化七年（一八一〇）には最低の一二万四八四九人となる。そして、次第に人口は回復傾向に向かうが安定した回復にはならないのである。こうして、寛政期から始まって、文化・文政期（一八〇四—一三〇）・天保期（一八三〇—一四四）、すなわち十九世紀前半にかけて、このための人口増加策が重要な課題の一つになるのである。

## 二 寛政期の政治

### （一） 寛政の改革

#### 犬甘兵庫の事跡

幕府の寛政の改革は、老中松平定信の主導で行われた。定信は奥州白河藩主の譜代大名であつて八代将軍吉宗の孫に当たり、前政権の田沼意次の政治を肅

第28表 犬甘兵庫の経歴

年 代	西暦	こ と が ら
明和2年5月21日	1765	養父知徳の遺領1200石相続
安永6年正月11日	1777	家老
同8年正月11日	1779	御勝手方助役
同9年2月29日	1780	御勝手方本役
天明2年12月16日	1782	300石加恩
同6年4月23日	1786	御勝手方御免。その後また御勝手方
同7年9月6日	1787	200石加恩
寛政12年10月17日	1800	300石加恩
享和2年12月17日	1802	300石加恩、家老上席桜間詰、2300石
同3年正月19日	1803	格禄召し上げられ蟄居
同2月6日	同	企救郡頂吉村に蟄居
同冬	同	死去

（『小倉市誌』下巻 496—497ページ）

正するかたちで登場をした。その基本方針は田沼政権が推進した商業政策を抑制し天明の飢饉で甚大な被害を受けた本百姓の維持政策にあつた。特に東北地方の惨状を知った上での農村復興政策が中核となっていた。

『小倉市誌』(下巻四九五~四九七ページ)によれば、犬甘兵庫知寛(以下、犬甘兵庫と略す)は、長坂守興の次男として生まれ、のちに家老の大甘知徳の養子として一二〇〇石を相続した。安永六年(一七七七)に家老となり、八年には勝手方助役、翌九年勝手方本役に就任した。そして天明二年(一七八二)増加(経歴については、第28表参照)となつた。しかし、同六年(一七八六)四月「御勝手方御免。其の後また御勝手方」とある。寛政元年(一七八九)暮れに、「御当職伊藤衛守様御役御免、御中老末座ニ被仰付候、御跡役犬甘兵庫様被蒙仰候、御郡代横山源太兵衛様、同春願之通り御役儀御免、御跡役藤江内記様ニ被仰付候」(安永文書「万歳暦上」「方城町史資料」と、勝手方引請の筆頭家老に伊藤氏から犬甘兵庫に交替した記事に接する)。

犬甘兵庫の業績・事跡は成果としてあげられるが、その政治手法や政策などはほとんど不明である。特に安永四年(一七七五)に始めたといわれる面扶持制の実施については、田中不偏著『犬甘兵庫伝』にあるのみであり、前掲の『小倉市誌』には「知寛在職中の事業枚挙に遑<sup>いとま</sup>あらず。」(中略)「但附記の年代の如き、或は誤無きを保せず」としるした上で、第29表のように事業そのものを挙げてゐるに過ぎない。したがつて、どのようにして、このような事を為し得たのかを明らかにするものは示していない。

また、『福岡県史』(第三巻下冊三六〇~三六一ページ)でも色々な事跡をあげておくるべきであろう(第30表)。

今後のためにも、田中不偏著『犬甘兵庫伝』で示されている事跡をあげておくべきであろう(第30表)。

た(第29表)。

第29表 犬甘兵庫の事跡Ⅰ

(『小倉市誌』下巻497ページ、\*印は『福岡県史』第3巻下冊360ページから追加)

年代	西暦	事跡
天明1	1781	橋本に御客館を建築する
天明1～同3	1781～1783	常盤橋の上流両岸の埋立工事をする
天明1～同3	1781～1783	日明新地の干拓をする
天明8～寛政2	1788～1790	小倉港口の西濱に大倉庫を建築する
*寛政4	1792	10月、損毛13万石余、しかし幕府から拝借なし。「犬甘の功績か」
*寛政6	1794	文武館の建築をした(『小倉市誌』下巻には年代の記載なし)
*寛政8	1796	(5カ年間の厳密な儉約令を出す)
寛政4～享和3	1796～1803	曾根に干拓地をつくる(曾根新田)
*寛政10・同11	1798・1799	藩庫を充実して、家臣の俸禄を額面通り渡すようにした。(同じく、同上『市誌』には年代なし)
*寛政11	1799	銀子を領民に分かつ
*享和1	1801	小倉橋本門内に客館を建築。東西17間・南北27間・2階付居間向・諸役所以下・豊400枚余注

注この点に関し、「小倉藩主記録」(『県資』第8輯542ページ)には「是迄在り来る處之會所の地を、とり弘め、古來の通り、客館を建てられ、作事有り」と、大幅な改築がなされたとの記録がある。

第30表 犬甘兵庫の業績Ⅱ

年代	西暦	業績
安永4	1775	面扶持制(3年間)
安永8	1779	運上金の新制 酒造商および販売商、薪炭売買 醤油製造および売買、商人宿屋 呉服太物商、魚類問屋 質商、渡海船 米および雑穀商、諸入津の運上
同上	同上	藩士の掛米2カ年分を返済した蔵米を12月に大坂へ登らせ、利益をあげた。
安永9	1780	干拓地の資金として、大坂の商人播磨屋から1万5000両、伝法寺屋より2万両を借り入れて、藩の借財を犬甘個人名義にして藩の負担とならないようにした。

(田中不偏著『犬甘兵庫伝』のみに記載されている分)

その一方で、前掲『福岡県史』(三六一～三六三ページ)においては、犬甘兵庫の失政を次のようにあげている。

特に、「豊陽異談」からの引用として、金銀・諸道具など「筆紙に尽し難し」ほどの私藏などを示して、「亡所・亡村…(中略)…人口減少」などは、彼の財政政策の影響によるとした。また、彼の「勝手方就任中安永八年—享和三年、二十五年間に大坂・京都での莫大な借用金銀の返済は真に財政の立て直しとは言えない」とし、小笠原一族の家老職小笠原帶刀長種を幽閉したかどで失脚に追い込まれたとしている。

ところが、肥後細川藩の老臣堀平太左衛門は知寛と親しく、小倉を通過する時には堀氏は必ず彼を訪問したという。そして「経國の策を談じて、時を移るを知らず、互いに推賞して賢と称したり」と、さらに「犬甘の後に杉生貞則あり。此の二人は小倉藩に於ける大事業家」と評価する記述もある(前掲『小倉市誌』下巻四九七ページ)。

犬甘兵庫は「讒に遇(誹謗されて)」(『小倉市誌』下巻四九五ページ)つて、享和二年(一八〇二)企救郡頂吉村に蟄居させられ、そこにおいて果てた。

## (二) 本百姓保護政策

### 御建替仕法

寛政五年(一七九三)九月に「御建替<sup>ニ</sup>付御條目」(香春町中西家文書)が出された。その内容は「此度、格別遂詮議、御郡中役人をも相減、切錢諸役目など之義<sup>ニ</sup>至迄、成丈減方申付」け、郡中に出張する役人の費用を削減することに主眼が置かれていた。そして、「少々ニ而も下方力<sup>ニ</sup>可相

成」と、少しでも領民のためになるように心掛けるものであつた。したがつて、出郡する役人の賄い、「無益の内夫遣い」が無いように徹底させていたる。その主なものを列記する。

一、郡目付ならびに廻り方の者は是迄は庄屋宅ばかりに宿泊していたが、これからは通りがかりの平百姓の家に宿泊し、一匁の賄い料で済ます事。

一、郷蔵に上納米を出すときに、米宿はこれまで一村ずつ設けていたが、これからは手永ごとの米宿を定めるようとする事。

一、大庄屋子供役小庄屋に至るまで、夫役をかねてより免除しているにもかかわらず、私用で小倉城下に出ていくときに私用の夫遣いは「夫遣い二重」になる。

一、勘定庄屋の給米は一手永に二人ずつとなつていたが、他に、郡勘定引請庄屋との名目をたてて郡にも勘定庄屋がいるとのことだが、これからは郡内の 大庄屋たちから一人を毎年「当務」として捌くようになされた。

一、「内借」の貸借利息について、以来「六郡一同に隨分利安」にするようになると、総じて、郡方の業務の点検と儉約を指示したものとなつていて。

こうして、翌年、寛政六年五月に「御建替仕法帳」(六角家文書・中西家文書)が出される。これは、従来の夫役・年貢(本年貢・小物成など)以外の「諸役目」といわれる負担は百姓の持高を基準にして決められていた。この賦課対象になつていた者は主として本百姓であつたが、その対象を本百姓はもちろんであるが、無高百姓、諸商人・「遊民」・諸職人など、年齢も一五~六〇歳の者に負担させるようにした。これを一般的

には「高役」から「面役」への転換という。いわゆる人頭税にしたというものである。

この転換は、当時の農村社会にとって非常な阻害要素となっていた「無主地」といわれる、耕作者がいない田地が多くなっていたこと、その一方で、先述したような「惣定免制」の実施をやめないで年貢収納を維持していたこと、このため主たる年貢負担者である本百姓の経営維持・存続が容易でなくなってきたために用意された政策であった。簡単に説明をすると、百姓が年貢未納（これを「未進」という）によつて、零落した農民が「欠落」して、奉公人に転じたり、「遊民」化するような状態の結果、土地が放棄されて「無主地」・「散田」・「余り地」といわれる田畠が生まれてきたのである。もちろん、年貢未進だけが理由ではない。

だからといって、年貢やそのほか手水・村の費用その他の出費は減じられるわけではないから、本百姓の減少と無主地の拡大は、かえつて経営を維持している本百姓に加算された形で負担増となる仕組みをとらされていてから、村によってはますます苦しい状態に追い込まれるという事態が生じてきたのであつた。

そこで、藩権力が意図したものは、第一に本百姓の負担を軽減しようとして、年貢以外の諸役目や諸弁え物の負担を軽減する方法として考案出されたものであつた。第二は奉公人を確保して本百姓の再生産を維持させようとしていることである。第三には無高百姓・遊民・諸職人・諸商人などの把握と課税対象を確保しようとしていること。さらに、江戸時代初期の段階で確定している土地の高を「定米」というより現実的な収穫量に近い高に着目している点があげられる。

結局、今までの年貢収奪を改変することなく、従来どおりでの本百姓保護・維持政策であったということ

ができる。

## 世近編 第5

**寛政十三年の条目** この条目は、京都郡に出されたものである「小倉藩法令」『県資』第四輯五九九～六〇三ページ。例えば、倒れ百姓になつてゐるにもかかわらず、先祖から宮座の上席の家柄だと称して、上座に座る者がいるようだが、百姓は耕作している作高をもつて、格式の決定や村役を任命するようとの現実的な対応を示している点（第二十八条）に、この条目のいちばん大きな特色があるといつてもよい。

第一条において、京都郡の農村の有様が紹介されている。それによれば、おおよそ次の様子であった。

京都郡は、もともと人不足のところである。近年特に人不足がひどくなつて、莫大な余り地ができた。その余り地の経営補助料として「扱い米」をもらつていたが、結局はその「扱い米」さえも年貢の立て替えに使う有様である。また、通常に運営・經營している村は、手余り地で荒廃してゐる村の年貢・その他の上納米を引き受け融通してきたために引き倒されて疲弊が拡大してきている。といった有様を述べ、さらに、以前には復興のための施策「立替の仕法」があつたが成功していない。そこで、余り地の無いよう出来る限り「新百姓」を仕据える大がかりな「仕法」を三カ年にわたつて実行する。そのため以下的内容一全三十二条にわたつて一を触れた。

主な内容は次のとおりである。

第二条 百姓が出精すれば、「日分け」男一人分の労働量を生み出す。日分け男とは奉公人の一種で、一応日雇い労働者とほほ同じと考えられるが、奉公先を幾つか持ち、それぞれの奉公先の日数が

決まつてゐる者をいう。つまり、働き次第で奉公人を雇わなくて済むようにもつと「出精」すべしと言つてゐるのである。

第三条 小作人にはこれまで同様増作を申しつける。さらに耕作に従事しない者がいないようになると。

第四条 郡中の田畠の作人帳を作成すること。

第七条 この度の仕組みにかかる村に、遠方の地主として小作に出している者は、その田地を二カ年は自作すること。

第八条 「附下げ作」<sup>つけざく</sup>は堅く禁止する。この慣行は不詳だが、無主地を耕作する者と村方役人などの間で行われた契約作と考えられる。耕作者に何らかの恩典を与えるを得ない状態をいつているようである。

第十条 他領・他郡への奉公は禁止する。

第十一条 新百姓として他領から来た者には格別に親切にすること。

第十二条 子供が幼年のためにという理由で、「百姓株」を絶やさないように村役の者が引き立てるようになること。また、子供の無い百姓には養子などを迎えるように世話をやくこと。

第十五条 他領・他郡から居住を希望する者があれば、特に他郡について先方に問題がなければ、許可をすること。

以上のように、こまごまと決めているが、結局は手余り地の解消のために新百姓の仕据えと地主制抑制の

二点が施策の柱となつてゐる。

### 囲米

既に小倉藩では実施してゐたことであるが、寛政元年（一七八九）に幕府より囲米（囲い穀）を命じられた。これは飢饉に備えるための備荒貯蓄政策といわれるものである。小倉藩は、延宝三年（一六七五）の飢饉の教訓から、備荒貯蓄のため年貢米の一部を蓄えるために、村々に郷藏を置いたという。この郷には、村の上納高の一〇〇分の一の穀を村民一同から集め村預かりとしたもので、これが凶年対策の始まりという（『福岡県史』第三卷下冊七〇一ページ）。一方、幕府で天和三年（一六八三）に諸藩に命じて救荒用として囲米を命じた。さらに、宝暦三年（一七五三）には高一万石について一〇〇〇俵ずつの囲い置きを命じた。そして、この寛政元年の囲米政策はいわゆる寛政の改革の一環としてなされたもので、諸藩自身に行わせるのではなく、領内在町の富裕者たちに行わせた点に特徴がある。それは高一万石につき五〇石の割合（一年分）で、翌年から五カ年間囲米せよという内容であった。小倉藩の場合は第31表のとおりであり、安永三年（一七七四）と同様に年貢納米から囲い置いた（『豊前市史』上巻七八四ページ）。

### 領民の表彰

次に、幕府は寛政元年（一七八九）に諸藩に命じて、

「孝義録」の作成に取りかかった。その内容は忠節・貞節・親孝行などその他の善行で世にきこえた者を褒賞した。

その目的は、農村社会の振興と安定にあり、家族問題を重視した結果でもあつた。すなわち、農家経営の労働力を安定させる必要があ

第31表 六郡の囲米（穀）

（『福岡県史』第3卷下冊、『門司郷土叢書』2巻、「友枝文書」2126）

郡名	穀数(石)
企	救 1,500
田	川 2,000
京	都 1,150
仲	津 1,350
築	城 850
上	毛 650
合	計 7,500
御 領 分	300
総	計 7,800

つたのである（第32表参照）。

この表全体から見ると寛政年間が一番多く、中でも寛政七年（一七九五）が三八六人と多い。また、全体を通じて、この年間の京都郡の褒賞者が一番多い。寛政年間について、弘化年間から幕末期に多くの褒賞者が出ていている。しかも褒賞の理由に、孝行者などと同様に「一番皆済」や「農業出精」という項目などがみられるところから、人口減少という厳しい生活環境を立て直すことにいかに腐心していたかが分かる。一番皆済とは年貢を一番早く完納した者をいう。町の領域を含む仲津郡での褒賞者について第33表で示しておく（『孝義旌表録目録』『県資』統第一輯六〇二～六四六ページ）。

### 寛政十年の達書 寛政四年（一七九二）に条目（これは、寛政三年

に制定し、翌四年に公布したものだと考えられている）が出された（『寛政三年の條目』『県資』第四輯）。この条目は、特に郡方支配に関する法度を中心に出された。近ごろ風俗が悪くなつて、百姓どもが農業を忘れ、心得違いのものが多くなつてきたとして厳しく取り締まる姿勢を示した。百姓が四季に応じて農業に専念するべきを、凶年の苦しさを忘れて、美食や酒宴を催して

第32表 表彰を受けた人々  
（『孝義旌表録目録』『県資』統第1輯、「小倉市誌」統編）

年代	郡名	企救	田川	京都	仲津	築城	上毛	合計
元禄年間（1688～1704）		2						2
享保年間（1716～1736）		2		1	1			4
元文1～天明8（1736～1788）		20	3	4	5	3		35
寛政年間（1789～1801）		56	69	105	94	40	35	399
享和1～文政12（1801～1829）		13	12	3	3	3	6	40
天保年間（1830～1844）		22	16	12	12	10	19	91
弘化1～嘉永6（1844～1853）		43	37	30	29	29	47	215
安政1～文久3（1854～1863）		20		70	22	12	15	139
年代不詳		9	6	3	3	4	7	32
総計		187	143	228	169	101	129	957

注：企救郡は、小倉城下町分も含む、上毛郡は御領分（新田藩）を含む。

第33表 仲津郡の褒賞者一覧

年代	西暦	手永名	村名	褒賞理由	名前	褒賞品
宝曆12 寛政7	1762 1795	国作 国作	大橋 大橋	孝行者 一番皆済 農業出精 孝行者 福富 竹並 矢留 物社 国分 徳政 綾野 上坂 下原 砦(見) 有久 田中 国作 説丸	忠四郎 茂右衛門 源七 清五郎 ひさ 大吉 七兵衛 平兵衛 藤藏 幸内 平七 久兵衛 甚右衛門 六兵衛 吉六 又右衛門 又三郎 利助 太郎兵衛 儀右衛門 勘作 新八 伴藏 磯七 茂七 良平 常次郎 庄作 九兵衛 吉兵衛 半次郎 又右衛門 孝行者 市郎兵衛 又右衛門 孝行者 藤藏 善五郎 七兵衛 幾次郎 つな 七兵衛 つな 吉田又三郎 七兵衛 定吉 弥左衛門 幾太郎 恒藏 實吉 岩石衛門 定兵衛 與右衛門 松右衛門 惣太郎 市助 新右衛門娘すめ 十作 元右衛門 治郎兵衛 惣右衛門	褒美 御酒被下之御褒美 米五俵褒美 米三俵五俵美 樽肴 綿毫貴匁御褒美 一代庄屋格之褒美 米毫俵褒美 米毫俵之褒美 米毫俵褒美 毫貫文御褒美 金百疋之御褒美 毫貫文褒美 毫貫文褒美 御酒被下之御褒美 金百疋之御褒美 毫貫文之褒美 毫貫文褒美 米毫俵褒美 御酒被下之御褒美 三貫文褒美 一代庄屋格之褒美 毫貫文 一代庄屋格之褒美
文化5 天保1 天保7 弘化4 嘉永2	1808 1830 1836 1847 1849	節丸 節丸 節丸 節丸 國作	節丸 大丸 大橋 大丸 横瀬	孝行者 孝行者 孝行者 孝行者 孝行者	幾次郎 つな 七兵衛 つな 吉田又三郎	米五俵褒美 米三俵五俵美 樽肴 綿毫貴匁御褒美 一代庄屋格之褒美
			大橋 矢留	孝行者 孝行者	七兵衛 定吉	米毫俵褒美 米毫俵之褒美
		節丸	横瀬 上伊良原	孝行者 貞實者	弥左衛門 幾太郎	米毫俵褒美 毫貫文御褒美
			帆柱	孝行者	恒藏	金百疋之御褒美
嘉永6	1853	國作	綾野	貞實者	實吉	毫貫文褒美
				孝行者	岩石衛門	毫貫文褒美
安政3	1856	節丸	木井馬場 横瀬 上伊良原 上高屋	孝行者 貞實者 孝行者 孝行者	定兵衛 與右衛門 松右衛門 惣太郎 市助 新右衛門娘すめ	御酒被下之御褒美 金百疋之御褒美 毫貫文之褒美 毫貫文褒美 毫貫文褒美 米毫俵褒美
安政7 万延1 文久2	1860 1860 1862	節丸	横瀬 上伊良原 福富 竹並	孝行者 奇特者 貞實者 貞實者	十作 元右衛門 治郎兵衛 惣右衛門	御酒被下之御褒美 三貫文褒美 一代庄屋格之褒美 毫貫文 一代庄屋格之褒美

(「孝義旌表目録」『県資』統第1輯)

遊興に明け暮れているのは不届きである。このため、その風潮が荒仕子や下女などの奉公人にもおよんでいる。また、小倉城下に出府の折に許可している馬に乗る特権を、近年には庄屋や「徳人」といわれる富裕者までもが真似をしているのは不届きであるとして禁止した。そのほか、衣類について、参宮について、あるいは神事についてなどが定められている。この年は、大変な凶作となつたが、「触」自体は前年の定めであるのでこういった内容となつてている。

一方藩士に対し、同四年に五カ年の年限付きで儉約令が出された（『御当家末書』（上）四四五ページ）。しかし翌五年には、藩士の掛米は廃止され、「永々本知」（『歴代藩主（下）－小笠原忠苗時代－』『豊前叢書』第四卷三〇六ページ）となつた。その上、藩主忠苗（ただみつ）はこの年廻郡し、領中の七〇歳以上の老人に酒肴を振る舞い、およそ三、四千両を費やしたという（『歴代藩主（下）三〇七ページ』）。しかし、寛政七年（一七九五）には「去秋於小倉表は又々御掛け等被仰付」（『御当家末書』（上）四四五ページ）と再び掛け米に復した。

さらに、翌八年春には江戸城西の丸の修復の手伝いが課せられた。こうして再び五カ年の厳しい儉約令が出された（前同『末書』（上）、「小倉藩主記録」「県資」第四輯五三六ページ）。「一役に一人づゝ、儉約懸り」を立てる念の入れようであった。

そして、突然、寛政十年（一七九八）九月、「小倉宝蔵貯銀四百余箱（中略）犬甘兵庫知寛、公の一覧に入る」（前掲「小倉藩主記録」五三七ページ）と、犬甘兵庫が一箱二〇貫目入の箱を見せてその蓄財ぶりを示した。十月朔日には、お目見以上の家臣の総登城が行われ、さらに「郡町御救い」を趣旨とした「達し」（前掲「小倉藩主記録」、「久保田文書」）が出された。この達しは全五条にわたるものである。『県資』第四輯収録の方

は後略されているが、ただ、郡町の全領民に渡つた救銀

は「高七十一貫三百匁余りなりとかや。即日、目見已上の諸士登城（中略）その格式に応じ、銀子を賜ること」

（前掲「小倉藩主記録」五三九ページ）として第34表のようになつていた。また、鰥寡孤独の者や病身の者の救済のため

城下の門外に「撫育所」を建て朝夕の施食や治療を施すようにしている。この施策も風儀にかかわることにもなるので、もちろん今までどおり儉約に励み、生業も怠ることも忘れてはいけないと触れ出した。家臣に渡すこと

についても「委曲は兵庫可申聞也」（『久保田文書』）と、

藩主忠苗はそのやり方は大甘兵庫に委ねている。こうし

て、家中へ、領民への救銀の方法は兵庫に委ねられていたのである。

さらに、翌十一年十月には軍用金の見分があつたが、この時兵庫はおよそ一〇万両を示した（前掲「小倉藩主記録」五四一ページ）のことである。大甘兵庫の絶頂期であつた。

第34表 下賜銀の内訳

銀(枚数)	家臣の職名
27	家老
23	中老
12	用人、名字番頭、外様番頭
10	近習番頭、篠崎付きの家老
8	側役、旗鎗奉行
7	大目付、近習物頭、外様物頭同格
6	三役所
5	小性、北の丸重役、近習番、側医、賄役、廐方、鳥見頭取、鷹方頭取、鉄炮方役、番外医、茶道頭、馬廻
3	通番肝煎、両番目付、通ひ番、天守番、小性組、書院番
2	目見え組外、同以下組外
1 5 1 1 1	組抜勤番 諸足輕 中間
1 3 3	5 2 2

（「小倉藩主記録」『県資』第4輯 540ページ、「歴代藩主下」『豊前叢書』第4巻）